

ミニコミュニティバス試行運行委託業者選定概要（案）

1. 選定方法

乗客の安全性や定時性の確保等が必要なため、価格のみによる競争入札は不相当とし、プロポーザル方式により委託業者を選定するものとした。なお、泉及び青柳ルートで合わせて1事業者、矢川・東ルートで1事業者、計2事業者を公募により選定する。

2. 選考方法

プロポーザル審査委員会を設置し、別に定める審査基準によって厳正なる審査を行う。

<審査委員会構成>

委員長 都市整備部長
委員 都市整備部交通課長
都市整備部道路下水道課長
都市整備部都市計画課都市計画係長
政策経営部政策経営課政策経営係長

3. 参加資格及び審査基準

・参加資格

- (1) 国立市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成7年9月国立市訓令（甲）第37号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

・審査方法

提出された企画書による

・審査基準（案）

- (1) 安全性：乗客の安全性が確保できる運行体制が取れるか
- (2) 定時性：定時定路線を守れる運行体制が取れるか
- (3) 予備車両：予備車として使用できる車両（併用含む）を用意できるか
- (4) 事業経費：適正な見積り額であるかどうか
- (5) 実績：運送事業者としてのこれまでの実績は十分であるか

以上を点数化し、総合点での審査とする。

4. その他

・車両の仕様等は乗合車両としての基本的な要件を満たすこと

- (1) 乗降中ランプを車体後部に設置
- (2) 料金箱の設置（ワゴン車両の電装を考慮して投げ込み式など簡易なものとする）
- (3) 降車お知らせボタンは不要
- (4) 車椅子対応（1台、リフト付き）
- (5) その他